



所得税の**確定申告書**は、お手持ちの

タブレット・スマホ

税務署に行かずに

申告ができる！！

でも作成できます！！

① 国税庁ホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」へアクセス

※ 作成開始前にホームページの「タブレット端末を利用して申告書等を作成する方へ」をご覧ください。



または

作成コーナー

検索

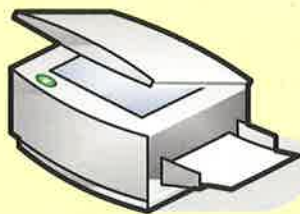


② 確定申告書を作成（画面の案内に従って、金額を入力）

（注） 端末によっては、一部動作に制約がある場合や、正しく表示されない可能性があります。

申告会場のパソコンと
同じ「画面」です！

自宅の
プリンタで
印刷



コンビニで
印刷

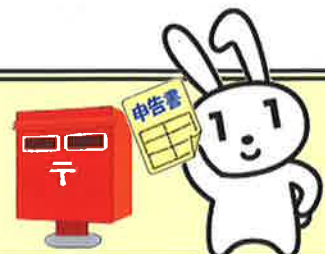


無料アプリを使って
コンビニで印刷！！
※ 印刷は有料です。

※ 詳細はホームページの「タブレット端末を利用して申告書等を作成する方へ」をご覧ください。

申告会場と同じ「様式」で
印刷されます！

税務署へ**郵送**で提出！！



税務署からのお知らせ

「マイナンバーの記載について」

申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、



申告書などには

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です!

国税に関するマイナンバー制度の最新情報



または

国税庁 マイナンバー

検索



「医療費控除等について」

医療費控除は領収書が提出不要となりました

平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“**医療費控除の明細書**” の添付が必要となりました。

- ※ 1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときには、提示又は提出しなければなりません。)
 - ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成 29~31 年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

セルフメディケーション税制が創設されました

平成 29 年分の確定申告から、健康の保持及び疾病の予防への一定の取組（健康診断、予防接種など）を行った方で、特定一般用医薬品等を購入している方は、従来の医療費控除に代えて、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。

添付又は提示が必要な書類

- セルフメディケーション税制の明細書（添付）
- 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類（添付又は提示）
例) 予防接種の領収書、健康診断・人間ドックの結果通知書など

(氏名、取組を行った年、事業を行った保険者、医療機関等の名称の記載があるものが必要となります。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。)

※ 詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

医療費控除

検索

